

工 事 名 : 高島八軒浜樋門長寿命化工事  
工 事 場 所 : 鳴門市鳴門町高島  
工 期 : 契約締結日の翌日から令和6年3月8日まで

## 第1章 総 則

### 第1条 適 用

1. 本仕様書は、高島八軒浜樋門長寿命化工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっては、特記仕様書、図面によるほか、共通仕様書によるものとする。  
なお、特記仕様書及び図面で定めた事項は、共通仕様書に優先するものとする。

### 第2条 準拠規定

本工事の施工にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて施工すること。  
これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用すること。

- (1) 徳島県 県土整備部 「徳島県土木工事共通仕様書」
- (2) 徳島県 県土整備部 「徳島県土木工事施工管理基準（案）」
- (3) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）
- (4) 国土交通省 機械工事塗装要領・同解説
- (4) (社)ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設検査要領(案)・同解説
- (5) (社)ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)（基準解説編・マニュアル編）
- (6) (社)ダム・堰施設技術協会 水門・樋門ゲート設計要領(案)

### 第3条 工事概要

本工事は、鳴門市鳴門町高島中島 99-7 地先(高島八軒浜樋門)の水門設備の修繕を行うものである。

#### 第4条 詳細設計

##### 1. 詳細設計の実施

特記仕様書をもとに、詳細設計を実施すること。

##### 2. 詳細設計の範囲

発注図書等に記載されている基本条件をもとに細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を実施すること。

#### 第5条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の製作、撤去、据付及び現地試運転までとする。

なお、工事完成までに設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれるものとする。

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
水門設備	扉体	門	1	製作・撤去・据付	
	戸当り金物	門	1	製作・撤去・据付	
	開閉装置	門	1	既設流用	
付属設備	タラップ用背かご	基	2	製作・据付	
操作制御設備	機側操作盤	面	1	製作・据付	
配線・配管		式	1	撤去・設置	機側操作盤～機器まで
付帯土木工事		式	1	二次コンクリート	

注) 1. 次の内容は本工事の施工範囲内とする。

- (1) 既設戸当り金物撤去に伴うコンクリートハツリ及び二次コンクリートの充填
- (2) 躯体埋設金物、アンカーボルト、アンカーパットの施工
- (3) 動力線及び制御線の配管、配線と端子接続
  - ・機側操作盤から各機器までの二次側配管・配線と端子接続

## 第6条 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

### 1. ゲート設備

設計水深

(常時)

外水位 3.400m (+1.450)

内水位 0.970m (-0.980)

(地震時)

外水位 2.590m (+0.640)

内水位 0.970m (-0.980)

操作水深

開操作時

外水位 0.970m (-0.980)

内水位 3.750m (+1.800)

閉操作時

外水位 2.590m (+0.640)

内水位 1.590m (-0.360)

敷高 -1.950

※( )は T.P による標高

## 第7条 主要仕様

主要設備の仕様は、次のとおりとする。

### 1. ゲート設備

(1) 門 数	1 門
(2) 形 式	ステンレス鋼製ローラゲート
(3) 純 径 間	3.000 m
(4) 有 効 高	4.650 m
(5) 水密方式	後面 4 方ゴム水密
(6) 開閉方式	電動油圧シリンダ(既設流用)
(7) 揚 程	4.715 m
(8) 操作方式	機側押釦操作及び手動
(9) 電 源	商用電源
	動力用電源 三相 200V 60Hz
	制御用電源 単相 100V 60Hz

## 第8条 設計図書の照査等

設計図書の照査については、「設計図書の照査ガイドライン(案)」(平成 27 年 7 月)に基づき実施するものとする。なお、本ガイドライン中の「設計図書の照査要領(案)」に該当する工事(工種)がない場合は、別途監督職員と協議するものとする。

## 第9条 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

本工事区間に一部重複・近接した工事の予定はない。

## 第 10 条 設計図書の変更等

(文書による変更契約手続き)

変更契約手続きを文書により確実にを行うようにするため、工事の変更の際、文書による指示書、協議書がないものについては、契約変更の対象とする。

(文書による不適切な指示の報告)

1. 工事の設計変更において、監督職員等から不適切な指示等があった場合、発注者に対し文書で報告できるものとする。
2. 発注者は、前項の報告を受けた場合は、7 日以内に受注者と協議し適切な措置を講じなければならないものとする。

## 第 11 条 支給材料及び貸与品

(貸与品)

貸与品は、次表のとおりとする。

名 称	規格	単位	数量	受渡場所
高島八軒浜樋門修繕設計業務	報告書	式	1	鳴門市役所

貸与品の引渡時期、返納時期については監督職員の指示によるものとする。

## 第 12 条 建設副産物

(建設副産物情報交換システム)

本工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力又は更新を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議すること。

(建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡書の送付)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)すること。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して貴監督職員と協議すること。

(再生資源の利用促進)

1. 建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出すること。
2. 再生資源利用【促進】計画書(実施書)は、建設副産物情報交換システムを用いて作成すること。
3. 作成した再生資源利用【促進】計画書(実施書)は各 1 部印刷して監督職員に提出するとともに、受注者で工事完成後 1 年間保管すること。

(特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置)

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下、「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件で設定されているものとするが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と弊社の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象とならない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議すること。

なお、発注者と受注者の間における確認については下記ホームページに掲載されている工程毎の作業内容及び解体方法によるものとする。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan>

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (コンクリートはつり)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地(予定)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	その他の 受入条件
コンクリート塊 (無筋)	松浦開発興業(株)	徳島県鳴門市撫養町木津字イヤケ谷 1449-1-16	40cm 角以下	

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づく事項を書面に記載し、監督職員に報告すること。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

(混合廃棄物の現場分別等による減量化)

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図ること。

また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で監督職員へ報告すること。

### 第13条 監督職員による確認及び立会等

(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、現場代理人又は主任技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を行うこと。

(段階確認)

本工事の施工にあたっては、実施する試験・検査及び段階確認のうち、以下の項目について監督職員が必要と認めた場合には立会する。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定すること。

工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うこと。

- (1) 材料確認 (扉体、戸当り、付属設備)
- (2) 溶接確認 (扉体、戸当り、付属設備)
- (3) 寸法確認 (扉体、戸当り、付属設備)
- (4) 機能確認 (扉体、戸当り、開閉装置)
- (5) 性能確認 (操作制御設備)
- (6) 塗装確認 (扉体、戸当り、付属設備)
- (7) 総合試運転

上記の確認時期は次のとおりとする。

項目	実施時期	
(1) 材料確認	(工場) 納入後、製作開始前	(現場) 搬入後、据付開始前
(2) 溶接確認	(工場) 仮組立完了時	
(3) 寸法確認	(工場) 仮組立完了時	(現場) 据付完了時
(4) 機能確認	(工場) 仮組立完了時	(現場) 据付完了時
(5) 性能確認	(工場) 製作完了時	(現場) 据付完了時
(6) 塗装確認	(工場) 製作完了時	
(7) 総合試運転		(現場) 据付完了時

## 第 14 条 数量の算出

### (出来形数量の提出)

工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。

なお、工事完成図及びその寸法には、出来形測定の結果を記載するものとする。

## 第 15 条 完成図書及び施工図

### (工事完成図書)

電子納品にかかる成果品の作成については、「機械工事完成図書作成要領(案)(平成 19 年 3 月)」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(平成 31 年 3 月)」に基づき作成した電子データを電子媒体(CD-R)で正副副 3 部提出すること。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### (完成図書)

紙による完成図書の提出部数は、下記のとおりとします。

- (1) 提出部数 1 部
- (2) 仕様 金文字黒表紙

### (施工図)

1. 受注者は工事完成前に、施工図等を次により提出するものとします。

- (1) 施工図等の種類
  - ・ 機器製作図 1 式
  - ・ 据付図 1 式
  - ・ 制御システム図 1 式
  - ・ 試験成績書 1 式
  - ・ 機器、配管固定の施工図 1 式

なお、本工事において、上記に該当するものがない場合は、必要な施工図等について監督職員と協議を行うこと。

### (2) 記載内容等

施工図は、「機械工事完成図書作成要領(案)」に基づき作成すること。

- (3) 提出数量 1 部



2. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び今後当該機械の維持、修繕、改修、更新等を別途受注した者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾すること。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示する。受注者は当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

3. 受注者は、施工図等が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の著作物に該当する場合においては著作権法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

4. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第 2 章及び第 3 章の権利を第三者に譲渡し、または許諾してはならないものとする。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りではないものとする。

5. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に侵害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その侵害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

## 第16条 施工管理

(規格値)

本工事の品質及び出来形の規格値は機械工事施工管理基準（案）によるものとする。

## 第17条 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報すること。

第18条 環境対策

(排出ガス対策型建設機械)

受注者は、本工事において、下記に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から請求があった場合は提示すること。

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクターショベル(車輪式)</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機(可搬式)</li> <li>・空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・油圧ユニット</li> </ul> <p>(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの: 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kW以上、260kW以下)を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

(低騒音型の使用)

本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用を行うこと。現場条件により低騒音型建設機械を使用出来ない場合は監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用しないものとする。

また、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合は必要書類を監督職員に提出すること。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の(新基準'97ラベル)が確認できる写真を監督職員に提出すること。また、(旧基準'89ラベル)の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼り替えること。

## 第19条 交通安全管理

(特殊車両通行許可制度の徹底)

受注者は、道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、下記資料を監督職員に提出し、確認を得るものとする。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載。
- ② 出発地点、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）。
- ③ 通行許可証の写し。

(過積載による違法運行の防止について)

受注者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にその具体的内容を施工計画書に記載すること。

(交通誘導警備員)

本工事では、交通誘導警備員Bを20名見込んでいる。

## 第20条 諸法令の遵守

1. 労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守すること。
2. 道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元等について当該法律を遵守すること。

なお、道路法第47条第1項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得ること。

## 第21条 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

施工時間は昼間とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議すること。

(時間的制約を受ける作業)

本工事の施工にあたり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して監督職員と協議すること。

## 第2章 機器及び材料

### 第1条 見本・品質証明資料

下記に示す機器及び材料については、見本または資料の提出を行い、貴監督職員の承諾を得るものとします。

機器及び材料名	規 格	提出資料		摘 要
		見本	資料	
塗装(塗料)	各種		○	
水密ゴム	各種		○	
電気配管・配線	各種		○	

## 第3章 共通施工

### 第1節 製 作

#### 第1条 ステンレス鋼の表面処理

ステンレス表面は工場で不動態処理として酸洗いを実施すること。

### 第2節 塗 装

#### 第1条 一般事項

各機器の塗装仕様は次のとおりとする。

塗装箇所	下地処理	施工場所	工 程	塗 料 名	標準膜厚 ( $\mu\text{m}$ )
タラップ 背かご	1種ケレン (製品ブラスト)	工 場	第一層目 (下塗)	無機ジンクリッチペイント	75
			ミスト コート	ミストコート	-
			第二層目 (下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 (大気部用)	80
			第三層目 (下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 (大気部用)	80
			第四層目 (中塗)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	40
			第五層目 (上塗)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	30

注) 1. 工場塗装はエアレススプレー塗りを原則とすること。

注) 2. 塗料は、原則として下塗から上塗まで同一メーカーのものを使用すること。

注) 3. 上塗色は監督職員と協議すること。

注) 4. 戸当り埋設部はジンクリッチプライマー1回塗りとし、膜厚は定めないものとする。

### 第3節 据 付

#### 第1条 仮設機材

工所用電力、光熱、用水は全て受注者の負担とする。

### 第4節 電気配線

#### 第1条 一般事項

電気配管及び配線の種類は次のとおりとする。

屋内露出部配管	:	厚鋼電線管
屋外露出部配管	:	厚鋼電線管
機器への接続部配管	:	金属製可とう電線管
動力線	:	600V CV ケーブル、600V VVR ケーブル
操作・制御線	:	CVV ケーブル
アース線	:	IV ケーブル

### 第5節 付帯土木工事

#### 第1条 二次コンクリート

本工事に使用する二次コンクリートは、本体コンクリートと同規格のものとし監督職員の承諾を得ること。

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	二次コンクリートの呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	備考
25 又は 20	12	24	

## 第4章 水門設備

### 第1節 通則

#### 第1条 使用材料

ゲート及び付属設備等に使用する材料は、次に示すもの又はこれらと同等品以上とする。

区分名称	用途	材 料 名	記 号
扉体	扉体主要部材	ステンレス鋼	SUS323L
	主ローラ	ステンレス鋼	SUS316
	主ローラ軸	ステンレス鋼	SUS316L
	主ローラ軸受	無給油軸受	-
	水密ゴム	合成ゴム	-
	水密ゴム取付板	ステンレス鋼	SUS323L
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS316L
戸当り	戸当り主要部材(露出部)	ステンレス鋼	SUS316L
	戸当り主要部材(埋設部)	溶接構造用 圧延鋼材	SM400
		一般構造用 圧延鋼材	SS400
	接水部	ステンレス鋼	SUS316L
	ローラ当り面	ステンレス鋼	SUS316L
	取外し戸当り	ステンレス鋼	SUS316L
	水密ゴム当り面	ステンレス鋼	SUS316L
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS316L
タラップ 背かご	主要部材	一般構造用 圧延鋼材	SS400
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS316L

#### 第2条 構造計算および容量計算

ゲート及び付属設備の構造計算は、「ダム・堰施設技術基準(案)」及び共通仕様書による。

### 第2節 扉体・戸当り

#### 第1条 扉体

1. 扉体構造はプレートガータ構造とする。

#### 第2条 戸当り

1. 戸当りのローラ踏面の硬度は、主ローラの硬度以上とすること。
2. 取外し戸当りは、ローラの保守点検を考慮すること。

### 第3条 水密構造

水密ゴムの構造は次の通りとする。

使用箇所	形状	材料名	備考
上部・側部	P形	合成ゴム	
下部	平形	合成ゴム	

### 第4節 操作制御設備

#### 第1条 機側操作盤

1. 機側操作盤の仕様は次の通りとします。

面数 : 1面

構造 : 前面扉後面固定

形式 : 鋼板製屋外閉鎖壁掛形

盤面取付品 : 共通仕様書による他、下記の器具を装備します。

名称銘板 1式

電源 : 動力電源 三相 200V、60Hz

制御電源 単相 100V、60Hz

その他 : ハードリレーによる非常時操作回路を設け、大扉内に切替スイッチを設けるものとします。

共通仕様書に具備するものの他、下記の器具を装備するものとします。

#### 第6条 その他の特記事項

1. 疑義

特記仕様書及び本仕様書に記載されている内容以外、また施工の上で疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ決定すること。